「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申(案))」についての 公立大学協会の意見(平成30年10月10日)

一般社団法人 公立大学協会 会長 郡 健二郎

標記の答申案は、これからの高等教育改革の指針として3つの方向性を、おおむね次のように示しています(3頁)。

- ① 各大学は、学修者が得られる学びの成果を明確にし、それが実感できるような教育 研究を行う。また、それを確認できる質保証を行う。
- ② 今後一貫して減少する 18 歳人口のもとで、教育の質を維持するために、各大学は規模の適正化を行うとともに、社会人及び留学生の受入れ拡大をはかる。
- ③ 地域における高等教育のグランドデザインの議論の場をつくり、大学は地域のニーズに応えつつ、強みや特色を生かした連携や統合を行う。

それぞれが重要な課題であり、公立大学は地域における、教育・研究・地域貢献の責任を確実に果たして行くために、これらの指針をしっかりと受け止めていく所存です。

そのうえで、答申案に示された多岐にわたる提言に対し、<u>公立大学として気づ</u>いた点に限って意見を述べさせていただきます。

1 教育の多様性の課題(①に関連して)

答申案では一貫して多様性が強調されています。<u>多様性は大学教育においても新たな可能性を生み出す源泉</u>であり、公立大学においても、その強みとして強調しているところです。一方で、多様であることをただ強調するだけでは、実は何も語っていないのと同じではないかと、反省させられることもあります。

答申案では、例えば 21 頁において、多様性の具現化の例として「<u>分野を越え</u> た専門知の組合せが必要」との指摘があります。こうした分野融合型の教育課程 を、単に多様な教育科目を準備して、学生の「主体的選択」にゆだねるカリキュ ラムをつくることと理解してしまうと、学生の学問的なアイデンティティーの 確立に問題が起きることも広く指摘されています。

<u>多様性を実現するには、専門知をどのように組み合わせるかについての大学側のしっかりとした戦略が必要</u>です。例えば地域をフィールドとした教育・研究における公立大学の実践が参考になります。

2 教育の質保証の課題(①に関連して)

教育情報の公表は、質保証における極めて重要な取り組みです。現在、大学ポートレートが、国の2つの機関により運用され、公立大学は大学改革支援・学位授与機構のシステムに、費用負担も行いながら参加しています。答申案では学習成果等について新たなツールが紹介されていますが、これまで積み上げてきたポートレートの取り組みについても、活用価値の高いものに育てるための一貫性のある方策が必要です。

また、認証評価も第3巡目に入っていますが、7年サイクルでの平準性が強く 求められるあまり、次の改革が行われる機会が制度制定から21年後ということ になれば、その改革のフィードバック・サイクルはあまりにも長すぎると言わざ るを得ません。特に、法人評価など他の法令に基づく、より厳しい第三者評価が 義務付けられている大学には、大学改革に軸足を置いた評価など、多様な評価を 選択できるような、柔軟な仕組みづくりが求められます。

3 国公私立大学の役割分担と地域配置の重要性(②③に関連して)

答申案では、公立大学の役割について述べた(37頁)うえで、地方公共団体や産業界のかかわりの中で、地域における高等教育のグランドデザインを議論することを強調しています。公立大学は「各地方公共団体の高等教育政策の中心的役割を担う」(同頁)存在として、この提案をしっかりと受け止めます。

一方で、地方公共団体は高等教育政策のかじ取りを行うための経験が必ずしも十分ではありません。とはいえ、地方公共団体が<u>地域の民意を反映する機関であることの重要性を考えれば、高等教育機関側から知見を補いながらその政策機能を高めていく</u>必要があります。そこには、地方公共団体と深いかかわりを持つ公立大学のイニシアチブが欠かせません。

4 ガバナンスの課題と地域で描く将来像(③に関連して)

大学のガバナンスに関しては、国立大学の一法人複数大学制の提案がなされていますが、公立大学では経験済みのことであり、機能面での課題も明らかになりつつあります。こうした仕組みも含め、法人化は公立大学にドラスティックな変革をもたらし、個々の公立大学は設置自治体との厳しい折衝を重ねながら、法人化を生かして大学のガバナンス改革を推進してきました。

また、大学分科会の「大学ガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」においては、学長、教授会、理事会、監事等の役割など、大学の内部機関の関係性について議論されましたが、それだけでは十分ではありません。今回、地域で描く将来像を考える際には、国・地方公共団体・様々なステークホルダーの関係に焦点をあてたガバナンスの議論が必要と考えられます。

その際、ガバナンス論の以下のような整理が、議論の参考になります。

- 1)政府から民間へ(市場化・企業化)
- 2) 中央政府から地方政府へ(分権化)
- 3) 政府から社会ネットワークへ(NPOなど多様なアクターへの多元化)
- 1)については、法人化の過程では市場化・企業化が強調されましたが、民主的なかじ取りを行う政府の役割が不要になったわけではありません。公立大学としては、自治体との関係を重視し、対話を重ねながら、大学としての自主性をしっかりと発揮できるように、自治体関係者と大学教職員の共通意識の醸成に努めていくことが大切と考えています。
- また、2)については、大学を教育サービスの提供者と考えれば、答申案が示すように「学修者の学修成果の実感」が大切となります。そうしたサービスの供給者としては、国よりも地方政府において効率性や応答性が高まり、公共サービスの質や利便性が向上するという、公共政策における議論を踏まえれば、地方公共団体の果たす役割を重視する答申案の方向性は妥当なものと考えます。

さらに、3)の社会ネットワークの視点は、多元的なアクターのかかわりが、 政府のかじ取りだけでは見いだせない政策を探索するとの立場ですが、答申の 「地域連携プラットフォーム」という提案を支える考え方になり得ます。

ただし、一般に多くの関係者がかかわる制度は、その運用コストが高まることで機能不全を起こしやすいとされています。それを避けるには、大学の教員・職員が制度の主体として参加し、各機関の間に水平的なネットワーク型ガバナンスを機能させることが重要と考えます。質保証活動においても、活動に対し構成員がオーナーシップ(当事者意識)を持つことが、その活動が機能するかどうかの重要なポイントであるとの研究があり、参考にすることができます。

おわりに

答申案は、<u>国全体という視点だけで高等教育の将来像を描くことが現実的ではない</u>と考え、地域で描く将来像という提案を行なったと受け止めています。とはいえ、地域で描く将来像への道筋は十分には見えていません。

今後の地域の高等教育の連携において、どのようなイニシアチブのもとガバナンスを構築するのか、あるいは、どのように公共空間に向けて応答性を高めていくのか、そうした議論を関係者間でしっかりと進めていくことが、公共財である大学を将来世代へと繋げていくために重要となると考えます。

(以上)